
令和元年第2回玖珠町議会臨時会会議録(第1号)

令和元年5月8日(水)

1. 議事日程第1号

令和元年5月8日(水) 午前10時開議(開会)

第1 仮議席の指定

第2 議長の選挙

1. 追加議事日程(第1号の追加)

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 副議長の選挙

第5 常任委員の選任

第6 議会運営委員の選任

第7 玖珠九重行政事務組合議会議員の選挙

第8 日田玖珠広域消防組合議会議員の選挙

第9 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第10 議案の上程(議案第56号から議案第66号)

第11 町長の行政報告及び議案提案理由の説明

第12 監査委員の選任について

第13 専決処分の承認を求めることについて

質疑・討論・採決

第14 委員会の閉会中の継続調査について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

1. 追加議事日程(第1号の追加)

日程第1 議席の指定

- 日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 会期の決定
日程第 4 副議長の選挙
日程第 5 常任委員の選任
日程第 6 議会運営委員の選任
日程第 7 玖珠九重行政事務組合議会議員の選挙
日程第 8 日田玖珠広域消防組合議会議員の選挙
日程第 9 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
日程第 10 議案の上程（議案第56号から議案第66号）
日程第 11 町長の行政報告及び議案提案理由の説明
日程第 12 監査委員の選任について
日程第 13 専決処分の承認を求めることについて
質疑・討論・採決
日程第 14 委員会の閉会中の継続調査について
-

出席議員（14名）

1 番	横 山 弘 康	2 番	衛 藤 和 敏
3 番	河 島 公 司	4 番	細 井 良 則
5 番	松 下 善 法	6 番	小 幡 幸 範
7 番	松 本 真由美	8 番	大 野 元 秀
9 番	宿 利 忠 明	10 番	河 野 博 文
11 番	秦 時 雄	12 番	高 田 修 治
13 番	藤 本 勝 美	14 番	石 井 龍 文

欠席議員（な し）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	村 木 賢 二	議 事 係 長	山 本 恵一郎
---------	---------	---------	---------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宿 利 政 和	教 育 長	秋 吉 徹 成
総 務 課 長	石 井 信 彦	政策法務課長	繁 田 良 一

企画商工観光課長	衛 藤 正	基地対策室長	清 原 洋 一
税 務 課 長	秋 好 英 信	福祉保健課長兼 子 育 て 世 代 包括支援センター 設立準備室長	西 村 正 明
住 民 課 長	藤 原 八 栄	建設水道課長	穴 井 智 志
建設水道課 水道室長	長 柄 義 正	農 林 課 長	藤 林 民 也
会計管理者兼 会 計 課 長	江 藤 幸 徳	教育総務課長兼 学校給食センター所長	横 山 芳 嗣
学校教育課長	佐 藤 貴 司	社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館兼 久留島武彦 記念館事務局長	長 尾 孝 宏
社会教育課参事	吉 野 弥也子	農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 邊 克 之
監 査 委 員 事 務 局 長	時 枝 弘 法	総務課長補佐兼 行 政 班 主 幹	神 田 裕 一

上 程 議 案

議案第56号	専決処分の承認を求めることについて（その1） 玖珠町税条例等の一部を改正する条例について
議案第57号	専決処分の承認を求めることについて（その2） 玖珠町税特別措置条例の一部を改正する条例について
議案第58号	専決処分の承認を求めることについて（その3） 玖珠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第59号	専決処分の承認を求めることについて（その4） 玖珠町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第60号	専決処分の承認を求めることについて（その5） 平成30年度玖珠町一般会計補正予算（第7号）
議案第61号	専決処分の承認を求めることについて（その6） 平成30年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
議案第62号	専決処分の承認を求めることについて（その7） 平成30年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第5号）
議案第63号	専決処分の承認を求めることについて（その8） 平成30年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第64号	専決処分の承認を求めることについて（その9） 平成30年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

議案第65号 専決処分の承認を求めることについて（その10）

平成30年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議案第66号 玖珠町監査委員の選任について

午前10時00分開議（開会）

○議会事務局長（村木賢二君） おはようございます。議会事務局長の村木です。

議員の皆様におかれましては、このたびの統一地方選挙において住民の方々の御信任を得られ、第17期玖珠町議会議員に御当選されましたこと、心よりお喜び申し上げます。

本臨時会は、一般選挙後の初めての議会となります。

議長が選任されるまでの間、地方自治法第107条の規定に基づきまして、出席議員の中で最年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

最年長の高田修治議員を御紹介いたします。

高田議員におかれましては、議長席に御登壇をお願いいたします。

○臨時議長（高田修治君） おはようございます。

ただいま紹介いただきました高田修治です。このたびは、さきの統一地方選挙において見事に当選され、ここに14名の議員が誕生しました。

これより第17期玖珠町議会議員による初議会を開催いたしますが、地方自治法第107条の規定に基づいて、臨時に議長の職務を行います。しばらくの間、臨時議長の職務を務めますので、最後まで御協力のほどお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いを申し上げます。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の持ち込みや使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますよう御協力をお願いいたします。

それでは、ここで、宿利町長、町執行部より挨拶並びに自己紹介を受けたいと思います。

初めに、宿利町長、お願いいたします。

○町長（宿利政和君） 皆様、おはようございます。玖珠町長第8代を仰せつかっております宿利政和でございます。

このたびの町議会議員選挙、まことに当然おめでとうございます。俗に言います車の両輪としまして、執行部、議会、今後ともよろしくお願い申し上げ、自己紹介を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（高田修治君） あとは執行部、お願いします。

- 総務課長（石井信彦君） おはようございます。総務課長の石井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 企画商工観光課長（衛藤 正君） 皆さん、おはようございます。企画商工観光課長の衛藤正と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 政策法務課長（繁田良一君） 皆さん、おはようございます。政策法務課長の繁田良一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 基地対策室長（清原洋一君） 皆さん、おはようございます。基地対策室長の清原洋一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 農林課長（藤林民也君） 皆さん、おはようございます。農林課長の藤林民也と申します。よろしくお願いいたします。
- 農業委員会事務局長（渡邊克之君） おはようございます。農業委員会事務局長の渡邊克之と申します。よろしくお願いいたします。
- 建設水道課長（穴井智志君） おはようございます。建設水道課長の穴井智志と申します。よろしくお願いいたします。
- 建設水道課水道室長（長柄義正君） おはようございます。建設水道課水道室長の長柄義正と申します。よろしくお願いいたします。
- 教育長（秋吉徹成君） おはようございます。教育長をしています秋吉徹成と申します。よろしくお願い申し上げます。
- 教育総務課長兼学校給食センター所長（横山芳嗣君） おはようございます。教育総務課長をしています横山芳嗣と申します。よろしくお願いいたします。
- 学校教育課長（佐藤貴司君） おはようございます。学校教育課長の佐藤貴司と申します。よろしくお願いいたします。
- 社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館兼久留島武彦記念館事務局長（長尾孝宏君） おはようございます。社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長兼久留島武彦記念館事務局長の長尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 社会教育課参事（吉野弥也子君） おはようございます。社会教育課参事の吉野弥也子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 住民課長（藤原八栄君） おはようございます。住民課長の藤原八栄と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） おはようございます。福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長の西村正明と申します。よろしくお願いいたします。
- 税務課長（秋好英信君） おはようございます。税務課長の秋好英信と申します。よろしくお願いいたします。

○会計管理者兼会計課長（江藤幸徳君） おはようございます。会計管理者の江藤幸徳といいます。よろしくお願ひいたします。

○監査委員事務局長（時枝弘法君） おはようございます。監査委員事務局長の時枝と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務課長補佐兼行政班主幹（神田裕一君） おはようございます。総務課長補佐兼行政班主幹統括の神田裕一と申します。よろしくお願ひします。

○臨時議長（高田修治君） 執行部の皆さん、自己紹介等ありがとうございました。

それでは、早速、本日の会議に欠席の届け出が提出されておりますので、御報告いたします。

執行部において、瀧石裕一人権確立・部落差別解消推進課長より、欠席の届け出が提出されております。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

よって、地方自治法第113条の規定に基づき、令和元年第2回玖珠町議会臨時会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開催いたします。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（高田修治君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

議長選挙が終了し、就任するまでの間、ただいま着席している議席を仮議席とします。番号札を起こしてください。

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（高田修治君） 日程第2、議長の選挙を行います。

議長選挙の方法は、投票または指名推選の方法があります。

ここで本会議を一旦休憩し、全員協議会で協議をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、これより全員協議会を開催しますので、議員は直ちに議員控室にお集まりください。

執行部の方々には、ここで退席をお願いします。出席を求めるときは改めて連絡をいたします。どうぞよろしくお願ひします。

午前10時08分 休憩

△

午前10時19分 再開

○臨時議長（高田修治君） 本会議を再開します。

議長選挙は、投票で行います。

執行部の方々については、ここで退席をお願いしまして、出席を求めるときは改めて連絡いたします。

（執行部退席）

○臨時議長（高田修治君） 議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○臨時議長（高田修治君） ただいまの出席議員は14名です。

お諮りします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、2番議員、衛藤和敏君と4番議員、細井良則君の2名を指名いたします。

ただいまから投票用紙の配付をいたします。

（投票用紙配付）

○臨時議長（高田修治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

○臨時議長（高田修治君） 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱の点検を行います。

立会人の衛藤議員、細井議員、事務局長、3名で点検をお願いします。

（投票箱点検）

○臨時議長（高田修治君） 異状はありませんか。

（異状なし）

○臨時議長（高田修治君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票は、事務局長の点呼の順に記載台で投票用紙に被選挙人1名を記入し、投票してください。

事務局長に議席番号と氏名を呼ばせます。よろしくお願いします。

○議会事務局長（村木賢二君） それでは、順次、議席番号と氏名をお呼びいたします。

正面の記載台に鉛筆を準備しておりますので、記載の上、投票箱に投票されて、右回りで議席のほ

うに帰っていただくようにお願いします。

最初に、臨時議長、13番 高田修治議員、次に立会人、2番 衛藤和敏議員、同じく4番 細井良則議員となります。よろしいでしょうか。

続きまして、2番議員 衛藤和敏議員。

次に、4番 細井良則議員、お願いします。

続きまして、仮議席順にお呼びいたします。

1番 横山弘康議員。

続きまして、3番 河島公司議員、お願いします。

続きまして、5番議員 松下善法議員、お願いします。

6番議員 小幡幸範議員。

7番議員 松本真由美議員、お願いします。

8番 大野元秀議員、お願いします。

9番 石井龍文議員、お願いします。

10番 宿利忠明議員、お願いします。

11番 河野博文議員、お願いします。

12番 秦 時雄議員、お願いします。

14番 藤本勝美議員、お願いします。

○臨時議長（高田修治君） 投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

○臨時議長（高田修治君） 以上で投票の終了を宣言します。

これより開票を行います。

衛藤議員、細井議員、立ち会いをよろしく願いいたします。それでは開票を願います。

（開 票）

○臨時議長（高田修治君） それでは、議長選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票

河野博文君 7票

石井龍文君 7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であり、河野君と石井君の得票数は、いずれもこれを超えております。

両君の投票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

河野君及び石井君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。

1回目は、くじを引く順序を決めるものです。

2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは抽選棒で行います。

衛藤君、細井君、引き続き立ち会いをお願いいたします。

くじを確認してください。

それでは、お二人、前に来てください。

まず、くじを引く順番を決めるためのくじを行います。

若いほうからいきます。9番 石井君、11番 河野君、くじを引いてください。

1番、石井君、2番、河野君、以上のとおりであります。

次は、抽選棒1番が当選人になります。

ただいまより当選人を決定するくじを行います。

1番、石井君、2番、河野君。

くじの結果、石井君が当選人と決定しました。

ただいま議長に当選されました石井龍文君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

後ほど、議長に当選されました石井君に議長席に登壇いただき、議長の当選承諾並びに御挨拶をお願いします。

これをもちまして議長選挙を終わります。

開場をお願いします。

(議場開鎖)

○臨時議長(高田修治君) 以上で臨時議長の職務は終わりました。御協力ありがとうございました。

ここで執行部を出席させます。後の臨時議会の本会議の準備をいたしたいと思いますので、11時から再開いたしたいと思います。

それでは、ただいまから15分間だけ休憩いたします。

午前10時45分 休憩

△

午前11時02分 再開

○議長(石井龍文君) 本会議を再開します。

ただいま議長に就任しました石井龍文でございます。

ここで、まず一言、御挨拶を申し上げます。

令和元年第2回玖珠町議会臨時会におきまして、玖珠町議会議長に当選させていただきました石井龍文であります。よろしくお願いいたします。

玖珠町議会第17期の議長としての責務の重さを痛感するとともに、身の引き締まる思いでございます。

す。

ことしの5月1日より、日本の元号が「平成」から「令和」にかわりました。政府による海外向けの説明として、「令和」の意味するものは、ビューティフル・ハーモニー、美しい調和としています。これは人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つことを願うといったものです。

玖珠町のまちづくりにおいても、町民、行政、議会が連携し、新しい元号に込められた願い同様に、調和のとれたまちづくりのため、議長として議会運営に全力を傾注する所存でございます。

今後とも町民の皆様を初め、関係各位の一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、前任の河野博文議長におかれましては、1期2年間にわたり住民福祉を初めとする子育てのまちづくりに御尽力をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

以上、簡単ではございますが、議長就任に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

お諮りします。

議事日程の追加を議題とします。

あらかじめお手元に配付されております追加議事日程の日程表のとおり行うことに御異議はあまりせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程表のとおり日程第1より日程第14までの議事日程を追加することに決定しました。

日程第1 議席の指定

○議長（石井龍文君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定によって、議長が定めることとなっております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

議長の席は、慣例により、最終議席番号の14番と定めることに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、議長の仮議席9番の次以降の議員の番号を順次1番繰り上げた一連の仮議席番号、そのままの議席とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

それでは、議席の順番が決定しましたので、議席の確認と指定をいたします。

1 番 横 山 弘 康 君

2 番 衛 藤 和 敏 君
3 番 河 島 公 司 君
4 番 細 井 良 則 君
5 番 松 下 善 法 君
6 番 小 幡 幸 範 君
7 番 松 本 真由美 君
8 番 大 野 元 秀 君
9 番 宿 利 忠 明 君
10番 河 野 博 文 君
11番 秦 時 雄 君
12番 高 田 修 治 君
13番 藤 本 勝 美 君
14番 石 井 龍 文

それでは、仮議席の番号の繰り上がった議員は、議席の交代をお願いいたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議 長（石井龍文君） 追加日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、

1 番 横 山 弘 康 君

13番 藤 本 勝 美 君

の両名を指名します。

日程第 3 会期の決定

○議 長（石井龍文君） 日程第 3、会期の決定を議題とします。

今臨時会は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

お諮りします。

議会の会議時間は午前10時から午後 5 時までとなっておりますが、会議時間を議事日程終了まで延長いたしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、議事日程の終了するまで時間延長することに決定いたしました。

日程第４ 副議長の選挙

○議 長（石井龍文君） 日程第４、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票と指名推選の方法がありますが、ここで一旦休憩し、全員協議会に切りかえて協議したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

ここで一旦休憩いたします。

議員控室にお集まりください。

執行部の方々には、ここで退席をお願いいたします。出席を求めるときは改めて連絡をいたします。

午前11時08分 休憩

△

午前11時14分 再開

○議 長（石井龍文君） 本会議を再開します。

執行部の方々には、ここで退席をお願いいたします。出席を求めるときは改めて連絡をいたします。

（執行部退席）

○議 長（石井龍文君） 議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議 長（石井龍文君） お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

副議長に、大野元秀君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました大野元秀君を副議長の当選人と定めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

ただいま指名しました大野元秀君が、副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました大野元秀君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

後ほど、副議長に当選されました大野元秀君に登壇いただき、副議長の当選承諾並びに御挨拶をお願いいたします。

これをもちまして副議長選挙を終わります。

議場の閉鎖を解除します。

（議場開鎖）

○議長（石井龍文君） ここで執行部に出席をお願いするため、5分間の休憩をいたします。

午前11時18分 休憩

△

午前11時21分 再開

○議長（石井龍文君） 本会議を再開します。

ただいま副議長に当選されました大野元秀君に登壇をいただきまして、副議長の当選承諾並びに挨拶をいただきます。

大野元秀君、登壇をお願いします。

○副議長（大野元秀君） 令和元年第2回玖珠町議会臨時会におきまして、玖珠町議会副議長に指名を受けました大野元秀であります。よろしくお願いいたします。

玖珠町議会第17期の副議長として議長を支えながら、「調和」のとれたまちづくりのため、副議長として議会運営に全力を尽くす所存でございます。

今後とも町民の皆様を初め、関係各位の一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、前任の宿利忠明副議長におかれましては、1期2年間にわたり玖珠町のまちづくりに御尽力をいただきましたことを心から感謝申し上げます。

以上、簡単ではございますが、副議長就任に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（石井龍文君） それでは、次に、各常任委員会の委員の選任を行います。

ここで暫時休憩します。議員の皆さんは、常任委員会の委員の選任を行いますので、議員控室にお集まりください。執行部の方は一旦退席願いまして、出席を求めるときは改めて連絡をいたしますので、速やかに集合できるようお願いいたします。

午前11時23分 休憩

△

午後1時36分 再開

○議長（石井龍文君） 本会議を再開します。

日程第5 常任委員の選任

○議長（石井龍文君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員会の委員については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長において指名することになっています。

これから各常任委員会の委員を指名いたします。

最初に、総務建設農林常任委員会委員に

2番 衛 藤 和 敏 君

3番 河 島 公 司 君

5番 松 下 善 法 君

7番 松 本 真由美 君

8番 大 野 元 秀 君

10番 河 野 博 文 君

13番 藤 本 勝 美 君

の7名を指名いたします。

次に、企画民生教育常任委員会に

1番 横 山 弘 康 君

4番 細 井 良 則 君

6番 小 幡 幸 範 君

9番 宿 利 忠 明 君

11番 秦 時 雄 君

12番 高 田 修 治 君

14番 石 井 龍 文

の7名を指名いたします。

ただいま指名いたしました方々を、各常任委員会委員に選任することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々を、各常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

また、予算常任委員会の委員は定数14名で、全議員となります。

各常任委員会委員の委員長及び副委員長の選任を行います。

各常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項の規定によって、委員会において互選することになっております。

ここで暫時休憩します。

午後 1 時39分 休憩

△

午後 1 時39分 再開

○議 長（石井龍文君） 再開します。

各常任委員会委員の委員長及び副委員長が互選されましたので、報告します。

総務建設農林常任委員会委員長に 松 本 真由美 君

副委員長に 衛 藤 和 敏 君

企画民生教育常任委員会委員長に 小 幡 幸 範 君

副委員長に 横 山 弘 康 君

予算常任委員会委員長に 松 下 善 法 君

副委員長に 河 島 公 司 君

以上の方々が互選されました。

よって、委員会において互選されたとおり、委員長、副委員長に選任することに決定されました。

日程第 6 議会運営委員の選任

○議 長（石井龍文君） 日程第 6、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員会の委員は、委員会条例第 6 条第 4 項の規定によって、議長において指名いたしたいと思いますが、異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

議会運営委員に

6 番 小 幡 幸 範 君

7 番 松 本 真由美 君

8 番 大 野 元 秀 君

9 番 宿 利 忠 明 君

11 番 秦 時 雄 君

13 番 藤 本 勝 美 君

以上の 6 名を指名したいと思いますが、異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名のとおり、議会運営委員会の委員に選任することに決定しました。

委員長及び副委員長は、委員会条例第 7 条第 2 項の規定によって、委員会において互選することに

なっております。

ここで暫時休憩します。

午後 1 時40分 休憩

△

午後 1 時40分 再開

○議 長（石井龍文君） 再開します。

議会運営委員会委員長及び副委員長が互選されましたので、報告します。

議会運営委員会委員長に 宿 利 忠 明 君

副委員長に 藤 本 勝 美 君

が互選されました。

よって、委員会において互選されたとおり、委員長、副委員長に選任することに決定しました。

日程第 7 玖珠九重行政組合議会議員の選挙

○議 長（石井龍文君） 日程第 7、玖珠九重行政事務組合議会議員の選挙を行います。

玖珠九重行政事務組合議会議員は、地方自治法第118条第 2 項の規定によって、指名推選の方法で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

玖珠九重行政事務組合議会議員に

総務建設農林常任委員会副委員長の 2 番 衛 藤 和 敏 君

企画民生教育常任委員会副委員長の 1 番 横 山 弘 康 君

副議長の 8 番 大 野 元 秀 君

議長の 14 番 石 井 龍 文

の 4 名を指名いたします。

ただいま議長において指名しました 4 名を玖珠九重行政事務組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名しました 4 名を玖珠九重行政事務組合議会議員に当選されたことを報告するとともに、当選の告知をいたします。

日程第 8 日田玖珠広域消防組合議会議員の選挙

○議長（石井龍文君） 日程第 8、日田玖珠広域消防組合議会議員の選挙を行います。

日田玖珠広域消防組合議会議員は、地方自治法第118条第 2 項の規定によって、指名推選の方法で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

指名の方法は議長において行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の 8 番 大 野 元 秀 君

議長の 14 番 石 井 龍 文

の 2 名を指名いたします。

ただいま議長において指名しました 2 名を日田玖珠広域消防組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名しました 2 名を日田玖珠広域消防組合議会議員に当選されたことを報告するとともに、当選の告知をいたします。

日程第 9 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（石井龍文君） 日程第 9、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

大分県後期高齢者医療広域連合議会議員は、地方自治法第118条第 2 項の規定によって、指名推選の方法で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

指名の方法は議長において行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に

企画民生教育常任委員会副委員長 1 番 横 山 弘 康 君

を指名いたします。

ただいま議長において指名しました1名を大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名しました1名を大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されたことを報告するとともに、告知をいたします。

次に、各委員会、協議会への委員選出については、委員選出表を配付しますので、しばらくお待ちください。

（委員選出表配付）

○議長（石井龍文君） 各委員会、協議会への委員選出につきましては、ただいま配付いたしました委員選出表のとおり決定いたしたいと思います。異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、配付表のとおり決定いたしました。

日程第10 議案の上程（議案第56号から議案第66号）

○議長（石井龍文君） 日程第10、議案の上程を行います。

本日の臨時会に提出されました議案第56号から議案第66号までの11議案について、上程議案表のとおり一括上程をいたしたいと思いますが、これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、本日の臨時会に提出されました議案第56号から議案第66号までの11議案につきまして、一括上程することに決定いたしました。

日程第11 町長の行政報告及び議案提案理由の説明

○議長（石井龍文君） 日程第11、町長の行政報告及び議案提案理由の説明を求めます。

宿利町長。

○町長（宿利政和君） 皆さん、こんにちは。

行政報告及び提案理由の御説明を申し上げる前に、少し時間をいただきまして御挨拶を申し上げたいと思っております。

このたび、令和元年第2回玖珠町議会臨時会を招集申し上げましたところ、大変御多忙の中、出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、議員各位におかれましては、去る4月21日に行われました玖珠町議会議員選挙におきまして、大変厳しい選挙戦を突破され、御当選なされましたことに、心からお祝いを申し上げます。

そして、本日ここに、全議員御出席のもと初議会が開催されますことを、町民の皆様とともに心からお喜びを申し上げる次第でございます。

ただいま、議会を代表する議長を初め、副議長、各常任委員会の委員長並びに構成委員、各種委員等々の選任が行われ、新たな議会体制が確立をされました。御選任されました石井龍文議長を中心に、活発な議会運営がなされることを期待申し上げます。

私ども執行部は、町民の代表であります議員各位の議員活動や、機会ごとの御質問、御意見等に誠心誠意対応させていただく所存でございます。全ては町民のために、また玖珠町発展のために、これまで以上に町民の皆さんと一緒にまちづくりに邁進できますよう、議会と執行部が両輪となって、しっかりとした町政のかじ取りをさせていただきたいと考えているところでございます。

議員各位におかれましては、改めまして格段の御支援、御協力、また御指導を切にお願い申し上げます。

このたびの臨時議会は、新天皇陛下が即位をされ、元号も令和に改められまして、初の議会となります。玖珠町民、また議員各位と一緒に、陛下の御即位を謹んでお喜び申し上げたいと思います。日本国及び日本国民統合の象徴としてますます御健勝で、令和の代の平安と陛下の弥栄をお祈り申し上げます。

なお、御即位をお祝いし、玖珠町の皆様の祝意を表する場といたしまして、役場庁舎1階の町民ホールに記帳所を今月10日まで設置しているところでございます。

それでは、行政報告に入らせていただきます。

本年3月議会、第1回定例会以降の行政報告をさせていただきたいと思います。

まずは、中学校統合に係る閉校式開催についてでございます。

昨年8月12日、山浦中学校の閉校行事を皮切りに、ことしに入りまして、3月16日に森中学校、3月18日に玖珠中学校、3月21日に八幡中学校、3月23日に北山田中学校、そして最後に3月24日、日出生中学校と古後中学校で閉校式を行い、各校の閉校実行委員会や教職員の皆さんの御尽力により記念式典やアトラクション等々が行われ、思い出とともに各校72年の歴史に幕を閉じたところでございます。

また、4月の新年度を迎えまして、4月9日、玖珠町立くす星翔中学校の開校式を行い、初代校長へ校旗の授与を行いました。4月11日には新1年生107名を迎えた第1回入学式を開催し、全校生徒347名の新中学校がスタートいたしました。多くの参列者から祝福をいただいたところでございます。

次に、玖珠美山高校の進路実績についてでございます。

3月議会最終日にも若干報告を申し上げましたが、その後も5名の生徒が国公立大学へ合格をいたしました。最終的には実質24名の生徒が国公立大学に見事合格をされました。そのほか、私立大学、国公立、私立短大等も含めると、合格者は延べ48名となりました。このことは、合格された

生徒御本人の努力はもとより、御家庭や学校の支援、さらに玖珠志学塾も学力向上に大いに貢献しているものだと考えますので、今後とも玖珠美山高等学校への支援強化を続けていきたいと考えているところでございます。

続いて、第70回日本童話祭について御報告を申し上げます。

4月28日から5月12日にかけて、童話の里青少年スポーツ大会が行われ、また今週末もでございます。8競技に町内外から約1,600名の選手役員が参加をされ、総合運動公園やB&Gなど会場は多くの子供たちで賑わいました。また、5月4日には第35回全国児童生徒俳句大会表彰式が行われ、全国から1万1,503句の投句がありまして、当日は上位入賞者の中では、岐阜県、愛媛県、鹿児島県などから表彰式に参加される家族もありまして、年々盛会になっております。

5日の日本童話祭当日は、天候にも恵まれ、また70回の記念開催もありまして、昨年より多くの方々に参加をいただきました。議員の皆様にもパレード等に参加をいただきまして、この場をおかりしまして心よりお礼を申し上げるところでございます。主催者発表になりますけれども、三島会場と河川敷会場を合わせまして、昨年を上回る約5万人のお客様をお迎えすることができまして、各コーナーともに多くの子供たちの笑顔と歓声であふれておりました。記念すべき第70回日本童話祭の開催に御尽力を賜りました多くの関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

また、ことは久留島武彦先生の生誕145周年に当たりまして、開館3年目を迎える久留島武彦記念館では、記念事業といたしまして、今年4月から9月までの5カ月半にわたりまして、「語りの旅」をテーマに、生誕145周年久留島武彦記念展を開催中であります。これからも引き続き多くの皆様に御来館をいただき、久留島武彦先生の御功績と御足跡を学んでいただければと考えているところでございます。

次に、好ましくない内容になりますけれども、先般、伐株山憩いの森で発生した火災について報告を申し上げます。

先週の4月29日月曜日、夜8時半過ぎに、指定管理施設伐株山憩いの森の管理棟より下の広場にありますオートキャンプ場の炊事場で火災が発生いたしました。これは、当時強い雨が降っていたため、キャンプ場利用者が屋外ではなく炊事場内で行っていたバーベキューの火が、建物に延焼したことによりまして起きたものでございます。幸いにもぼや程度で、すぐに鎮火をいたしました。幸いけが人もおらず、管理棟やほかの宿泊施設等への影響もございませんでしたので、キャンプ場は現在も通常どおりの営業を行っているところでございます。これから利用者も一番多くなるシーズンとなるため、再発防止の啓発といたしまして、玖珠町のホームページで発生状況等についてお知らせをしております。消防関係や地域の皆さんには、大変御迷惑、御心配をおかけして申しわけなく考えているところであります。

それでは、ここから、今臨時会に上程をいたします議案につきまして、その提案理由を申し上げたいと思います。

まず、議案第56号から議案第65号までの10議案は、専決処分の承認をいただくというものでございます。

いずれの案件も、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同法第179条第3項の規定によりましてこれを議会に報告し、承認を求めるというものでございます。

議案集は別冊になっておりますので、あわせまして御参照願いたいと思います。

それでは、議案集の1ページ目をお開き願います。

議案第56号は、専決処分の承認を求めることについて（その1）であります。玖珠町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

この議案は、地方税法等の一部を改正する法律及び関連する政省令等が、平成31年4月1日に施行されることに伴いまして、玖珠町税条例につきまして改正を行う必要が生じたため、専決処分をしたというものでございます。

主な内容でございますが、まず1つ目は、本年、令和元年10月から来年、令和2年12月までの間に居住された、住宅ローンに対する町民税の控除期間を、現行の10年から3年延長し13年とするものでございます。

2つ目は、環境負荷の小さい軽自動車に対する優遇措置として、税率を軽減するグリーン化特例の対象車両の基準を強化するというものでございます。また、平成29年の条例改正におきまして、本年10月から創設することになっております軽自動車の取得価格に対して課する環境性能割の税率を、1年間に限り軽減する規定も盛り込んでおります。

そのほか、令和2年1月1日の施行でございますが、寡婦等の非課税措置の対象に、未婚のひとり親の方も加えることなどが規定されております。

なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集1ページ目から26ページにかけまして、関係条例の新旧対照表を記載しておりますので、こちらもごらんいただきたいと思います。とっております。

続きまして、少し飛びますが、議案集の11ページをお開き願います。

議案第57号は、専決処分の承認を求めることについて（その2）でございます。玖珠町税特別措置条例の一部改正についてでございます。

この議案は、地方税の課税免除及び不均一課税に伴う減収補てん措置が行われる場合等を定める条例の一部を改正する省令の改正に伴いまして、玖珠町税特別措置条例につきましても同様の改正を行う必要が生じたため、専決処分したというものでございます。

具体的には、固定資産税の過疎地域における課税免除の期間が、平成31年3月31日から令和3年3月31日に2年延長し、また、地域未来投資促進区域における課税免除の期限も、同様に2年延長する内容でございます。

なお、この規定により課税を免除した固定資産税の減収分につきましては、普通交付税で補てんされることとなっております。

この議案につきましても、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の27ページから31ページにかけまし

て、関係条例の新旧対照表を記載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

続きまして、議案集の13ページをお開き願います。

議案第58号は、専決処分の承認を求めることについて（その3）でございます。玖珠町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

この議案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴いまして、玖珠町国民健康保険税条例につきましても改正を行う必要が生じたため、専決処分をしたというものでございます。

具体的には、保険税の課税限度額を3万円引き上げる規定でございます。これは、高額所得者に税負担を求めるもので、医療費分の限度額が年間58万円から61万円となります。これによりまして、後期高齢者医療支援分、介護保険分と合わせた最高額は、年間96万円となるものでございます。

一方、応益負担であります均等割額及び平等割額につきましては、5割軽減並びに2割軽減の対象となる所得の額を、1人当たりそれぞれ5,000円、1万円引き上げるというものでございます。これによりまして、低所得者には税負担の軽減が図られるというものでございます。

これにつきましても、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の32ページから33ページにかけまして、関係条例の新旧対照表を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

続きまして、議案集の15ページをお開き願います。

議案第59号は、専決処分の承認を求めることについて（その4）、玖珠町介護保険条例の一部改正についてでございます。

この議案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の公布に伴い、玖珠町介護保険条例につきましても改正を行う必要が生じたため、専決処分をしたというものでございます。

具体的には、令和元年10月以降の消費税率引き上げに伴い、低所得者への保険料軽減を強化することとしたものでありまして、平成31年4月1日に施行されたものでございます。

これにつきましても、黄色の表紙の上程議案の参考資料集34ページに關係条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

それから、続きまして補正予算に関することでございますが、専決をいたしました予算関係の議案について説明を申し上げます。いずれも平成30年度玖珠町一般会計補正予算（第7号）の予算書、別冊になっております。そちらをごらんいただきたいと思っております。

まず、平成30年度一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、お手元に平成30年度玖珠町一般会計補正予算（第7号）概要と書かれた資料をお配りしておりますので、あわせながらごらんいただきたいところでございます。

説明につきましては、別冊の一般会計補正予算（第7号）と書かれたもので説明を申し上げたいというふうに思っております。

まず、1ページ目をお開き願います。

一般会計補正予算（第7号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億7,360万

5,000円を減額しまして、歳入歳出それぞれ109億759万9,000円とするものでございます。今回の補正の主な内容は、各事業の決算見込みによる減額のため、財政調整基金など繰入金の減額調整などが主な内容となっております。

続きまして、9ページをお開き願います。

9ページの第2表、繰越明許費補正につきましては、埋蔵文化財発掘調査費を追加いたしまして、一方で産地パワーアップ事業につきましては、年度内に事業が完了できたことによりまして廃止をさせていただくというものでございます。

続きまして、10ページをお開き願います。

第3表の地方債補正につきましては、事業費の確定などによりまして、限度額を変更するというものでございます。

14ページをごらんいただきたいと思います。歳入についての説明を申し上げます。

1款町税の増減につきましては、1項1目個人町民税の決算見込みによる減額が主な内容となっております。

14ページの2款地方譲与税から16ページの12款交通安全対策特別交付金までの各剰余金・交付金の増減につきましては、国の交付決定による額の確定に伴う補正でございます。

続きまして、16ページをごらんいただきたいと思います。

16ページの13款分担金及び負担金は、主に2項1目にあります総務費負担金の東日本大震災被災地の派遣職員負担金の決算見込みによる計上などでございます。

続きまして、19ページをお開き願います。

15款国庫支出金2,333万4,000円の減額につきましては、児童手当給付費や社会保障・税番号制度システム補助金などの減額によるものでございます。

続きまして、21ページをお開き願います。

16款の県支出金1,686万5,000円の減額につきましては、特別障害者手当補助金や、放課後子どもプラン補助金、経営所得、安定対策等推進事業補助金などの減額によるものでございます。

続いて、26ページをお開き願います。

26ページの19款繰入金2億2,068万8,000円の減額につきましては、財政調整基金からの繰入金の減額など、歳出決算減額見込みのための財政調整によるものでございます。

同じく、26ページの21款諸収入258万5,000円の減額は、滞納処分費などの決算見込みによるものでございます。

続いて、28ページをお開き願います。

22款町債860万円の減額は、町立学校施設空調整備事業などの決算見込みによる町債の減額でございます。

続きまして、歳出の内容について説明を申し上げます。

予算書の29ページをお開き願います。

2 款の総務費5,178万9,000円の減額は、一般管理費や財産管理費、電子計算費、企画調整費、賦課徴収金などの減額によるものでございます。

少し飛びますが、36ページをお開き願います。

36ページの3 款民生費8,391万4,000円の減額は、障害者福祉扶助費、国民健康保険特別会計繰出金、児童措置費、介護保険特別会計繰出金などの減額によるものでございます。

続いて、40ページをお開き願います。

40ページの4 款衛生費1,492万9,000円の減額は、妊婦健診委託料などの減額によるものでございます。

42ページをお開き願います。

42ページ、6 款農林水産業費2,129万8,000円の減額は、経営所得安定対策等推進事業費補助金や、再造林促進緊急対策事業補助金などの減額によるものでございます。

46ページに入らせていただきます。

46ページの7 款商工費1,027万6,000円の減額は、工業団地上水道施設整備事業などの減額によるものでございます。

48ページをお開き願います。

8 款の土木費2,542万3,000円の減額は、急傾斜対策事業や県営工事負担金などの決算見込みによる減額でございます。

52ページをごらんいただきたいと思います。

10款教育費6,389万9,000円の減額は、小学校管理費や新設中学校建設事業、埋蔵文化財発掘調査費などの決算見込みによるものでございます。

続きまして、62ページをお開き願います。

62ページ、13款諸支出金420万9,000円の増額になりますが、主に地域振興基金の積み立てによるものでございます。

以上が議案第60号になりますが、平成30年度玖珠町一般会計補正予算（第7号）の概要でございます。

議案第61号から第65号までは、各特別会計の平成30年度補正予算でございます。いずれも別冊になっておりますが、各会計とも既決予算の歳入歳出決算見込みによる調整を主といたします補正でございますので、それぞれの具体的内容につきましては割愛をさせていただきたいと思っております。

それから、日程の12に係ることでございますが、ここで説明させていただきたいと思います。

議案集のほうにお戻りをいただきたいと思います。

議案集は別冊の青い表紙のものでございます。令和元年5月8日開会、令和元年第2回玖珠町議会臨時会議案集（その2）という青い表紙のものをごらんいただきたいと思います。

議案第66号は、玖珠町監査委員の選任についてでございます。

本案は、玖珠町監査委員のうち、議会議員から選出をされます委員に、玖珠町大字帆足473番地の

1、河野博文氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるといふものでございます。

次の2ページに河野氏の略歴を掲載しておりますので、御参照願いたいと思っております。

以上、専決処分の承認を求める案件が10件、それから監査委員の選任案件が1件の計11件につきまして提案をさせていただきました。

議員の皆様は、何とぞ慎重に御審議を賜り、御承認、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案議案の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（石井龍文君） お諮りします。

議案第56号から議案第66号までの11議案は、専決処分の承認案件及び人事案件であります。議案の性格上並びに急施を要する案件でありますので、委員会付託を省略し、直ちに本日の議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第66号までの11議案は、委員会付託を省略し、本日の議題とすることに決定しました。

日程第12 監査委員の選任について

○議長（石井龍文君） 追加日程第12、監査委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

議案第66号は人事案件であります。専決処分案件に先立ち審議いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号から審議することに決定しました。

本案は、河野博文議員の一身上に関する議案でありますので、地方自治法第117条の規定によって退席を求めます。

（河野博文君退席）

○議長（石井龍文君） 議案質疑を行います。

議案第66号は別冊となっております。議案第66号について質疑はありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

これで議案第66号の質疑を終わります。

お諮りします。

本案は人事案件であります。討論を省略して採決いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略して採決を行います。

議案第66号について、原案のとおり同意することに賛成する方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第66号は原案のとおり同意することに決定しました。

河野博文議員の着席を許します。

（河野博文君着席）

○議 長（石井龍文君） 河野博文議員を玖珠町監査委員として選任同意いたしました。

日程第13 専決処分の承認を求めることについて

質疑・討論・採決

○議 長（石井龍文君） 日程第13、専決処分の承認を求めることについて議題とし、質疑、討論、採決を行います。

議案集1ページです。

議案第56号、専決処分の承認を求めることについて（その1）、玖珠町税条例等の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第56号の質疑を終わります。

議案第57号、専決処分の承認を求めることについて（その2）、玖珠町税特別措置条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第57号の質疑を終わります。

議案第58号、専決処分の承認を求めることについて（その3）、玖珠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第58号の質疑を終わります。

議案第59号、専決処分の承認を求めることについて（その４）、玖珠町介護保険条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第59号の質疑を終わります。

議案第60号、専決処分の承認を求めることについて（その５）、平成30年度玖珠町一般会計補正予算（第７号）について、質疑を行います。

予算書は別冊となっています。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第60号の質疑を終わります。

議案第61号、専決処分の承認を求めることについて（その６）、平成30年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第２号）について、質疑を行います。

予算書は別冊となっています。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第61号の質疑を終わります。

議案第62号、専決処分の承認を求めることについて（その７）、平成30年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第５号）について、質疑を行います。

予算書は別冊となっています。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第62号の質疑を終わります。

議案第63号、専決処分の承認を求めることについて（その8）、平成30年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。

予算書は別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第63号の質疑を終わります。

議案第64号、専決処分の承認を求めることについて（その9）、平成30年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について、質疑を行います。

予算書は別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第64号の質疑を終わります。

議案第65号、専決処分の承認を求めることについて（その10）、平成30年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

予算書は別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第65号の質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第56号に対する反対意見はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 賛成意見はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 議案第57号に対する反対意見はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 賛成意見はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 議案第58号に対する反対意見はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第59号に対する反対意見はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第60号に対する反対意見はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第61号に対する反対意見はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第62号に対する反対意見はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第63号に対する反対意見はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第64号に対する反対意見はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第65号に対する反対意見はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第56号から議案第59号の4議案は、条例の一部改正についてです。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第59号の4議案は、一括して採決することに決定しました。

議案第56号から議案第59号の4議案について、原案のとおり承認される方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第56号から議案第59号までの4議案は承認されました。

次に、議案第60号、専決処分の承認を求めることについて（その5）、平成30年度玖珠町一般会計補正予算（第7号）について、これを採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号は採決することに決定しました。

議案第60号について、原案のとおり承認される方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第60号は承認されました。

お諮りします。

議案第61号から議案第65号の5議案は、特別会計補正予算です。別に反対意見の発言也没有ませんでしたので、これを一括して採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号から議案第65号までの5議案は、一括して採決することに決定しました。

議案第61号から議案第65号までの5議案について、原案のとおり承認される方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第61号から議案第65号までの5議案は承認されました。

日程第14 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（石井龍文君） 日程第14、委員会の継続調査について議題とします。

委員会の閉会中の継続調査について、議会運営委員会委員長から、議会運営について会議規則第75条の規定により、お手元に配付しています申出書のとおり、閉会中の調査の申し出が提出されていま

す。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

宿利町長。

○町 長（宿利政和君） それでは、令和元年第2回玖珠町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日御提案申し上げました議案につきましては、いずれの議案も御承認、御採択を賜りまして、まことにありがとうございました。

今議会は、町議会議員選挙後初の議会でありまして、議長、副議長の選出を初め、各常任委員会の委員長並びにその構成、各種委員などの選任が行われまして、議会構成の全てが整いました。心よりお喜びを申し上げる次第でございます。

季節は新緑の初夏を迎えまして、町内あちこちで田植えの準備、収穫等も始まりまして、今から農家は一層忙しい時期に入ります。こういった時期は季節の変わり目でもありまして、何かと体調を壊しやすい時期でもございます。議員の皆さんにおかれましては、体調に御留意をされまして、今後とも玖珠町発展のためにますます御活躍くださいますよう御祈念を申し上げまして、簡単ではございますが閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日は長時間、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

○議 長（石井龍文君） これで令和元年第2回玖珠町議会臨時会を終了します。

御協力ありがとうございました。

午後2時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年5月8日

玖 珠 町 議 会 議 長 石 井 龍 文

玖珠町議会臨時議長 高 田 修 治

署 名 議 員 横 山 弘 康

署 名 議 員 藤 本 勝 美